

「防災普及啓発映像製作業務」に係る公募型企画競争の実施について、下記のとおり告示する。

令和 5 年 7 月 31 日

札幌市長 秋元 克広



記

## 1 契約担当部局

郵便番号 060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 7 階北  
札幌市危機管理局危機管理部防災推進担当課  
電話：011-211-3062  
FAX：011-218-5115  
電子メール:kiki\_c\_bosai@city.sapporo.jp

## 2 公募型企画競争に付する事項

- (1) 役務の名称 防災普及啓発映像製作業務
- (2) 業務内容 提案説明書による。
- (3) 履行期間 契約日から令和 6 年 2 月 29 日までとする。

## 3 公募型企画競争参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当するものでなく、かつ、その者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 事業協同組合等、複数の企業が協同してこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員や各企業が、単独での入札参加を希望していないこと。
- (4) 公募開始日から契約締結日までの期間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 9 月 18 日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止措置を受けていないこと。
- (5) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。
- (6) 札幌市における令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、次の区分で登録されていること。  
大分類「一般サービス業」  
中分類「映像・ビデオ制作業、放送業」、「広告業」

## 4 企画提案書等の提出方法等

- (1) 企画提案書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ場所

上記1に同じ

(2) 企画提案書等の提出期限

令和5年8月31日(木)午後5時00分。送付の場合は必着のこと。持参での提出の場合は、期限内の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時00分から午後5時00分までとする。

(3) 提案説明書を交付する場所

危機管理局ホームページにて公開する。

<https://www.city.sapporo.jp/kikikanri/keiyakujoho/r5keiyaku/bousaieizou.html>

## 5 選定方法

(1) 一次審査(書類審査)

提出書類を「防災普及啓発動画製作業務」企画競争実施委員会(以下「実施委員会」という。)により審査する。なお、一次審査は、実施委員会委員長の決定により省略する場合がある。

(2) 二次審査(ヒアリング)

一次審査を通過した企画提案者に対し、ヒアリングを実施する。実施委員会委員の評価の合計点数が最も高い企画提案者を入選者として選定する。

## 6 その他

(1) 以下のいずれかに該当した場合は、失格とする。

ア 参加資格を満たしていないことが判明し、または満たさないこととなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載がある場合

ウ 不正な利益をを図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は利害関係を有することとなった場合

エ 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法及び記載方法等が、本提案説明書及び各様式で定めた内容に適合しなかった場合

オ 審査の公平性を害する行為を行った場合

カ その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を遵守しなかった場合

(2) 企画書の作成、提出及びヒアリングの参加等、本企画募集の参加に伴い必要となる費用は、参加者の負担とする。

(3) 契約の際には、提案された企画内容を基に、具体的な委託内容について調整することがある。

(4) 業務内容の詳細は、企画提案のあった内容に基づき、本市と契約の相手方となった事業者による協議により決定する。

(5) その他詳細は提案説明書による。